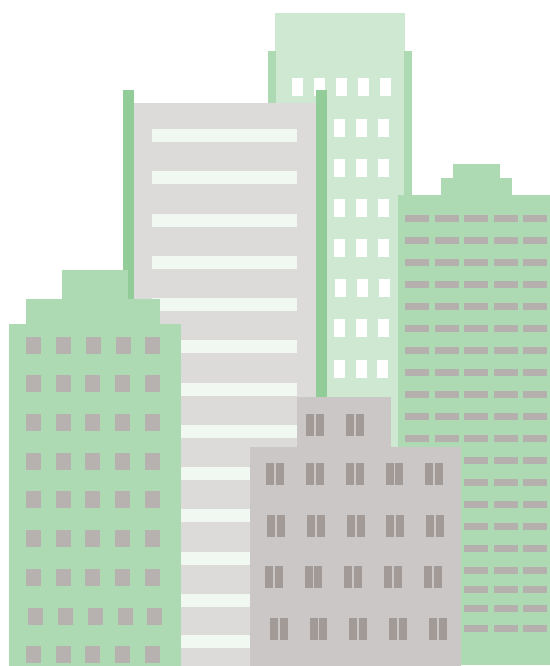


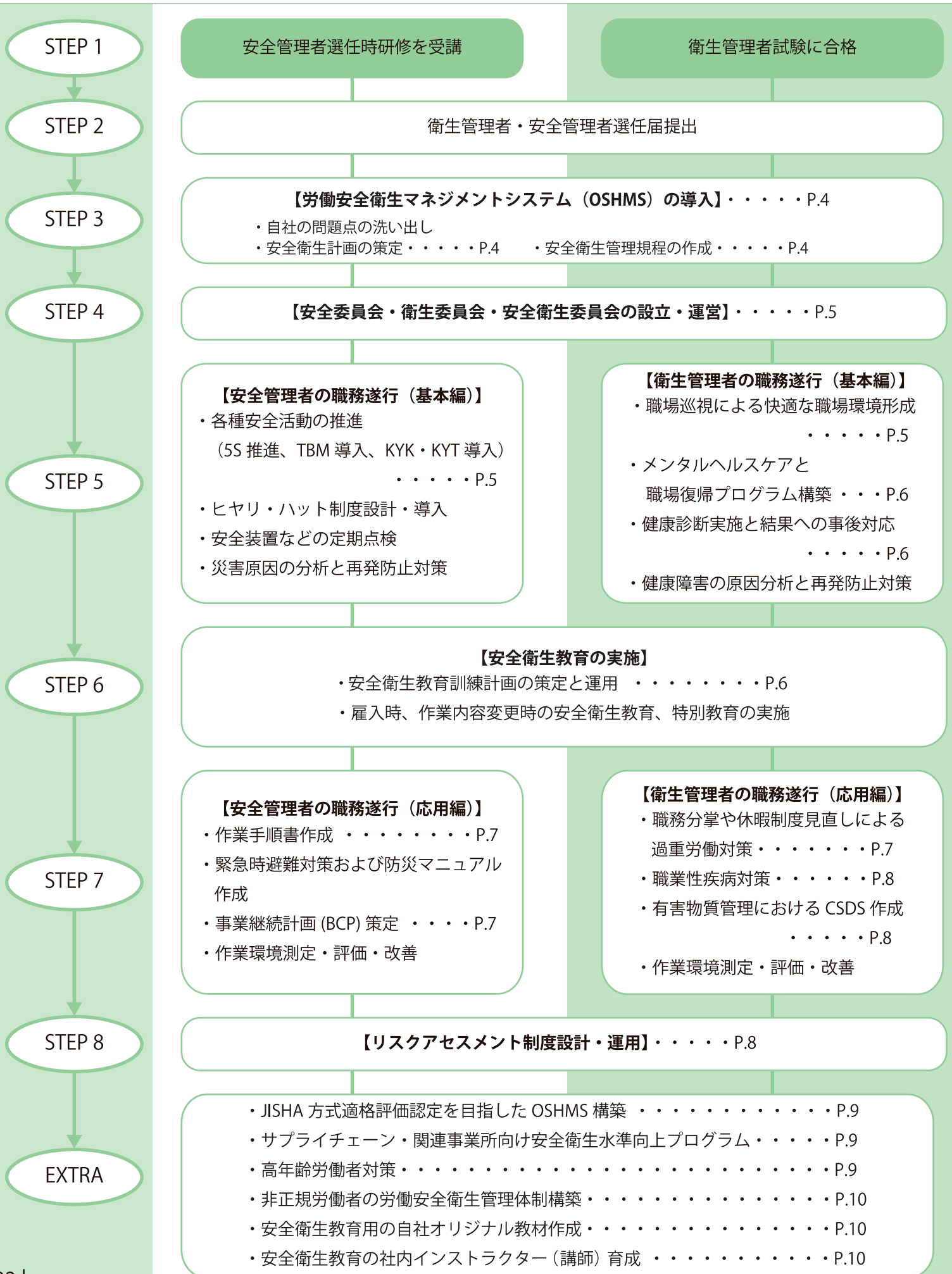
安全衛生コンサルティングパッケージのご提案

安全衛生のあらゆるご相談に対応します

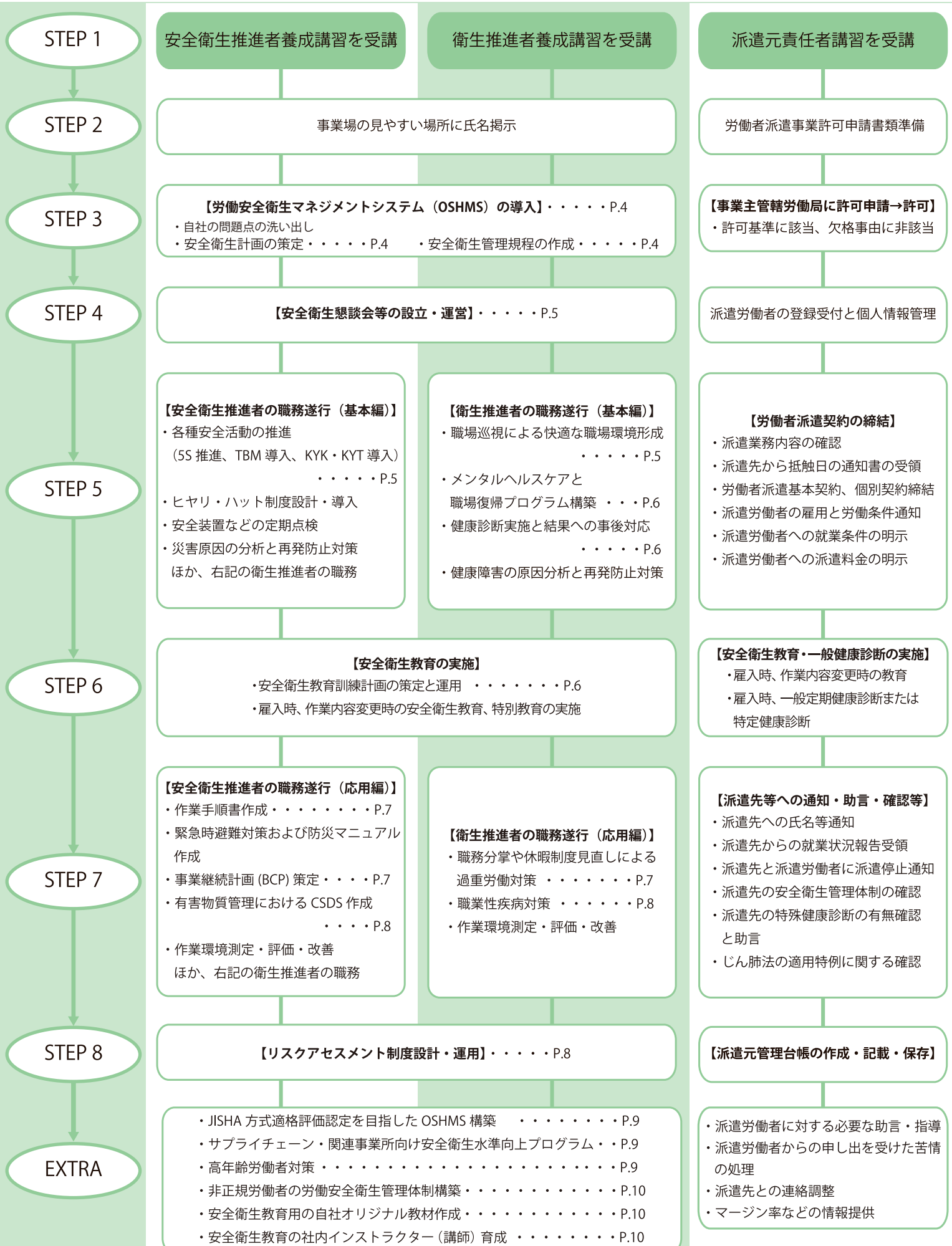


株式会社ウェルネット

安全管理者・衛生管理者選任後の実務フローチャート（一例）



安全衛生推進者・衛生推進者・派遣元責任者講習受講後の実務フローチャート（一例）



労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) 導入

労働安全衛生法第 10 条関係において安全管理者や衛生管理者などの安全衛生担当者の職務に規定される労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) の導入・運用支援をいたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：2～3か月

訪問回数：3回～

支援方法：面談による助言・資料作成
委員会参加による助言

【支援内容(例)】

1. 安全衛生方針設定と社内への周知
2. 職場の実態把握と安全衛生目標の設定
3. 目標達成のための PDCA サイクル設定
4. リスクアセスメント導入と運用

安全衛生計画策定・運用

安全衛生計画を策定することは、今後の安全衛生活動を円滑に推進する上で非常に重要です。しかし、理想ばかりを求めて自社のレベルとかけ離れたものにしてはせっかく策定した計画も成果を生みません。そこで、貴社の安全衛生水準の現状を分析し、近年の労働安全衛生法などの動向や厚生労働省の第 12 次労働災害防止計画に沿った適切な計画を策定いたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：3か月～

訪問回数：3回～

支援方法：面談による助言・資料作成
事業場視察

【支援内容(例)】

1. 現状分析と改善点の洗い出し
2. 改善項目の優先度設定
3. 安全衛生目標の設定
4. 計画運用時の各種活動（定期教育など）
5. 安全衛生計画運用結果の評価

安全衛生管理規程作成・運用

職場で安全衛生活動を展開するにあたり、安全衛生管理規程の作成が必要です。ゼロからの作成はもちろん、労働安全衛生法の改正や新しい指針・通達に合わせて、貴社の安全衛生管理規程の見直し・修正をいたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：1～2か月

訪問回数：2回～

支援方法：資料作成

【支援内容(例)】

1. 安全衛生管理規程作成
2. 安全衛生管理規程の見直し・修正

安全衛生委員会等の設立・運営

「衛生管理者・安全管理者の選任が済み、まさにこれから安全衛生委員会を立ち上げようとしているものの何をしたいのかわからない」、「委員会は毎月開催しているが、マンネリ化している・形骸化している」という悩みを解決すべく、安全衛生委員会や安全衛生懇談会等をゼロから立ち上げる支援や、委員会活動のマンネリ化を脱するための助言をいたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者
支援期間：2～3か月
訪問回数：3回～
支援方法：面談による助言・資料作成
委員会参加による助言

【支援内容(例)】

1. 委員会等立ち上げから定期開催に向けた計画策定
2. 委員会等規程の作成
3. 委員会等運営
(対象者選定・議事録作成・活動評価など)
4. 議題提供および議題解決法の助言

安全活動推進

事業場の安全水準を高めるためには、常日頃から安全に対する意識を高め、継続して活動していくことが重要です。KYK、ヒヤリ・ハット活動、5S活動、安全パトロールなど、各種活動の導入からマンネリを防ぐためのキャンペーンの提案までいたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・安全衛生推進者
支援期間：1か月～
訪問回数：2回～
支援方法：面談による助言・事業場視察

【支援内容(例)】

1. ヒヤリ・ハット活動推進キャンペーン実施
2. KYK推進
3. 安全提案コンクール実施
4. 安全大会企画・運営
5. 安全講話

快適な職場環境形成

労働者が生活時間の多くを過ごすことになる職場を快適に保つことは、労働者の安全と健康を守るだけでなく、生産性の向上にもつながります。また、近年の高齢化や女性の職場進出を踏まえ、高齢者や女性が働きやすい環境を築くことが求められています。ハード・ソフトの両面から、快適な職場環境をつくるための助言をいたします。

【概要】

支援対象：衛生管理者・安全衛生推進者・衛生推進者
支援期間：2か月～
訪問回数：3回～
支援方法：面談による助言・事業場視察
従業員へのヒアリング・アンケート調査

【支援内容(例)】

1. 従業員アンケートの実施及び分析
2. 事業場視察による評価
3. 作業環境測定・評価
4. 改善点の洗い出しと改善推進
5. 人事労務規程および安全衛生管理規程の見直し

メンタルヘルスケアと職場復帰プログラム構築・運用

近年、職場環境の多様化により、仕事や職業生活に関して「強い不安・悩み・ストレス」を感じる労働者の割合が3割を超え、精神障害による労災認定件数も増加しています。職場におけるメンタルヘルス対策は、厚生労働省の労働災害防止計画における重点施策として推進されており、また、平成26年の労働安全衛生法改正でも、ストレスチェックや面接指導の実施が義務付けられたことから、企業が今後取り組むべき大きな課題といえます。そこで、メンタルヘルス不調者の予防や早期発見を促すための社内体制整備、不調者が発生した場合のフォロー体制整備を助言・支援いたします。

【概要】

支援対象：衛生管理者・安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：6か月～

訪問回数：5回～

支援方法：面談による助言・資料作成

委員会参加による助言

集合研修・アンケートによる調査分析

【支援内容(例)】

1. 心の健康づくり計画作成

2. メンタルヘルスケア教育

3. 従業員アンケートによる調査

4. アンケート分析結果に基づく職場環境改善

5. 職場復帰プログラム策定

健康診断結果への事後対応

衛生管理者の職務の一つに健康管理があります。健康管理は、健康診断結果に基づいて事業場における疾病傾向を把握し、作業場の危険因子を発見するための重要な過程であり、この結果を踏まえて作業環境管理や作業管理を展開していきます。つまり、健康診断は衛生管理者などの職務のスタートであり、この精度を高めることで、衛生管理全体の質を向上させることができます。健康診断結果後の対応をサポートすることで、貴社の衛生管理レベルの底上げを目指します。

【概要】

支援対象：衛生管理者・安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：2～3か月

訪問回数：3回～

支援方法：面談による助言

委員会参加による助言

【支援内容(例)】

1. 健康診断結果の集計と分析

2. 健康診断分析結果の評価

3. 分析結果に基づく健康管理方針策定

4. 作業環境管理・作業管理方針策定

5. 労働者への健康教育・健康指導

安全衛生教育訓練計画策定・運用

労働安全衛生法第1条にある通り、安全管理・衛生管理は労働者全員が自主的に取り組むべき課題です。しかし、労働者全員に安全管理・衛生管理に必要な知識が備わっていないため、安全管理者・衛生管理者などが必要に応じてそれら知識の充足を促していく必要があります。現在の労働者の安全衛生に関するレベルに合わせ、適切な教育計画を作成し、全社的な安全衛生水準の底上げを支援いたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者

安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：2か月～

訪問回数：3回～

支援方法：面談による助言・資料作成

委員会参加による助言

集合研修・アンケートによる調査分析

【支援内容(例)】

1. アンケートによる安全衛生意識調査

2. 安全衛生教育計画策定

3. 集合研修

4. 教育効果測定

作業手順書作成

作業の安全水準向上や効率化を図るためには、作業手順や作業者の動作、それらの進行に伴う安全上の注意点を作業分析により明らかにし、作業標準を作成することが効果的です。また、作成した作業標準を手順書により明確化することで、作業教育や安全教育も効率的・効果的に行うことができます。作業分析から手順書作成を支援することで、貴社の作業教育・安全教育のレベルアップを図り、安全水準の底上げをいたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・安全衛生推進者

支援期間：1～2か月

訪問回数：3回～

支援方法：事業場視察・資料作成

【支援内容(例)】

1. 事業場および作業視察

2. 作業分析

3. 作業手順書作成

緊急時避難対策および防災マニュアル作成・BCP策定

東日本大震災以降、日本全体で防災対策の意識が高まっています。地震、津波、風水害、噴火など、今日の我が国は自然災害を逃れることはできません。段階別の緊急時対策を策定し、貴社における防災対策を進めていただきます。特に人命尊重を第一に、仮に被害が発生しても、いち早く事業を再開して災害の影響を最小限にできるよう事業継続計画（BCP）を策定いたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・安全衛生推進者

支援期間：3～4か月

訪問回数：5回～

支援方法：面談による助言・資料作成
委員会参加による助言

【支援内容(例)】

1. 災害対策規程の作成

2. 緊急時行動マニュアルの作成

3. 防災教育・防災訓練

4. BCP策定

職務分掌や休暇制度見直しによる過重労働対策

近年、ワークライフバランスの重要性が話題になる一方で、長時間労働に悩まされる労働者や企業は数多く存在し、過労によるメンタルヘルス不調などの労働災害に発展することも少なくありません。職務分掌での業務量適正配分による長時間労働解消、もしくは休暇制度の見直しや休暇取得推奨制度などによる労働者の負担低減を行い、過重労働による労働災害を防止します。

【概要】

支援対象：衛生管理者・安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：3か月～

訪問回数：5回～

支援方法：面談による助言・資料作成
委員会参加による助言
集合研修

【支援内容(例)】

1. 現状分析と目標設定

2. 職務分析と職務分掌作成

3. 休暇制度の見直し

4. 残業ゼロに向けた各種研修

(タイムマネジメント、タスク管理など)

各種職業性疾病対策

健康診断の実施により、事業場で発生する疾病の特徴や傾向は分かったものの、その原因がわからず、どのように改善をすればよいかかわからないことがあります。事業場で発生確率の高い疾病に応じて、作業環境要因や作業要因の分析を行い、今後の改善計画を策定します。また、万が一労働災害と認定されてしまった際の対応や改善策について助言いたします。

【概要】

支援対象：衛生管理者・安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：3か月～

訪問回数：5回～

支援方法：面談による助言

委員会参加による助言

集合研修・事業場視察

【支援内容(例)】

1. 健康診断結果の分析
2. 作業環境要因調査・分析
3. 作業要因調査・分析
4. 改善計画策定
5. 労災認定後の対応

有害物質管理における CSDS 作成

化学物質を取扱う事業場では、当該化学物質の安全データシート（SDS）を用いて有害物質管理を行っていますが、化学物質メーカーの作成する SDS が全ての労働者にとって理解しやすいものとは限りません。そこで、SDS を基に、自社の事業場に適した要約版 SDS（コンパクト SDS：CSDS）を作成して労働者全員が理解しやすい形にすることが求められます。CSDS 作成および CSDS を利用した有害物質管理の安全教育をいたします。

【概要】

支援対象：衛生管理者・安全衛生推進者

支援期間：1～2か月

訪問回数：3回～

支援方法：面談による助言・資料作成

集合研修

【支援内容(例)】

1. CSDS 作成
2. CSDS 活用法の助言・研修
3. リスクアセスメント制度設計・運用

リスクアセスメント制度設計・運用

平成 18 年の労働安全衛生法改正でリスクアセスメントの実施が努力義務化された以降、安全管理者選任時研修を始め多くの研修でリスクアセスメントが取り入れられてきました。しかし、リスクアセスメントの技法を知ったものの、実施結果を踏まえた改善活動が思うように進まないといったケースがよく見られます。貴社のリスクアセスメントの実施状況を評価し、改善活動を推進するための助言をいたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者

支援期間：1～2か月

訪問回数：3回～

支援方法：面談による助言・事業場視察

【支援内容(例)】

1. リスクアセスメント実施状況の評価
2. リスクアセスメント実施方法の改善
3. 実施結果を踏まえたリスク改善活動

JISHA 方式適格評価認定を目指した OSHMS 構築

JISHA 方式適格 OSHMS 認定は、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の実施状況が JISHA 方式適格 OSHMS 基準に適合している事業場を中央労働災害防止協会長又は中央労働災害防止協会と契約を結んだ評価認定機関が認定する制度です。当認定を受けた場合、一部の損害保険会社の保険料割引などのメリットがあります。OSHMS 構築・運用により、JISHA 方式適格評価認定を目指します。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者
支援期間：12 か月～
訪問回数：12 回～
支援方法：面談による助言・事業場視察
委員会参加による助言
書類作成

【支援内容 (例)】

1. 現状分析と ToDo の洗い出し
2. 安全衛生方針などの策定
3. OSHMS 規程作成
4. システム導入教育
5. OSHMS 予算管理
6. リスクマネジメント制度設計・運用
7. システム監査

SC・関連事業所向け安全衛生水準向上プログラム

近年のグローバル化や企業の社会的責任（CSR）への注目を踏まえ、サプライチェーンマネジメント（SCM）は単純なコスト最適化や業務効率重視だけでなく、サプライチェーン全体での CSR やコンプライアンスが求められています。サプライヤーのコンプライアンス違反によるサプライチェーンのストップリスクを低減させるため、労働安全衛生法をはじめとする労働関連法規の視点から、各種トレーニングや工場視察による助言などで支援いたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者
支援期間：6 か月～
訪問回数：5 回～
支援方法：面談による助言・資料作成
委員会参加による助言
集合研修・工場視察

【支援内容 (例)】

1. 集合研修
2. リスクアセスメント課題
3. 課題実施結果の評価
4. 工場視察
5. 視察事例によるフィードバック研修
6. サプライチェーン管理規程作成

高齢労働者対策

少子高齢化の進展や定年制の引き上げに伴い、今後は一層の高齢労働者の増加が見込まれます。東京都における高齢労働者数は全体の 3 割に達する一方で、労働災害の被災者の 4 割が高齢労働者という統計が出ています。つまり、高齢労働者の増加に伴い労働災害の増加も見込まれるため、安全衛生管理の視点から高齢労働者対策を講じることが急務です。各種教育の他、高齢労働者向けの職場環境を構築いたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者
支援期間：2 か月～
訪問回数：3 回～
支援方法：面談による助言
委員会参加による助言
集合研修

【支援内容 (例)】

1. 高齢労働者向け安全衛生教育
2. 再雇用時の職務分掌作成
3. 高齢労働者に配慮した職場環境構築
4. 健康障害リスクを踏まえた作業管理
5. 身体機能維持を目指す健康指導

非正規労働者の労働安全衛生管理体制構築

近年の就業形態の多様化や労働者派遣法の改正など、非正規労働者を取り巻く環境は複雑化する一方で、全労働者数に対する非正規労働者数の割合は増加しています。また、厚生労働省が行った非正規労働者に係る安全衛生アンケートの結果では、正規労働者に比べ、非正規労働者の方が労働災害の発生率が高く、事業場の「安全衛生教育」や「安全衛生管理体制」に対して不満足であることがわかっています。非正規労働者に対する安全衛生管理体制を構築し、労働災害を防止いたします。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：2か月～

訪問回数：3回～

支援方法：面談による助言

委員会参加による助言

集合研修・アンケートによる調査分析

【支援内容(例)】

1. 現状分析とアンケート調査による改善点の洗い出し
2. 非正規労働者に対する安全衛生教育方法の見直し
3. 管理者に対する安全衛生教育技法研修
4. 安全衛生管理体制の抜本的見直し

安全衛生教育用の自社オリジナル教材作成

労働安全衛生水準の維持・向上のために、継続的かつ計画的な教育は欠かせません。しかし、市販のテキストや公開型の講習会の場合、労働安全衛生のベースとなる知識を効率的に学ぶことはできませんが、自社のレベルやノウハウにマッチした方法を学べるとは限りません。そこで、自社オリジナルの教材を作成することで、自社独自の安全衛生のノウハウを伝承していけるような体制を構築します。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：2～4か月

訪問回数：1～4回

支援方法：面談による助言

事業場視察による口頭助言

資料作成

【支援内容(例)】

1. 安全衛生教育テキスト作成
2. 安全衛生教育 DVD 作成
3. 集合研修

安全衛生教育の社内インストラクター(講師)育成

自社の安全衛生ノウハウを伝承していくために、計画立案やオリジナルの教材は非常に有効です。しかし、社内で人材育成を図る場合、ノウハウや知識を伝える『講師』が重要となります。安全衛生の現場に立ち、どんなにスキルや知識を持った方でも、講師として必要なスキルをも兼ね備えているとは限りません。自社で安全衛生教育を実施できるよう、講師として必要な講義スキルを伝授します。

【概要】

支援対象：安全管理者・衛生管理者
安全衛生推進者・衛生推進者

支援期間：2～4か月

訪問回数：1～4回

支援方法：面談による助言

事業場視察による口頭助言

資料作成

講師養成研修

【支援内容(例)】

1. 安全衛生教育テキスト作成
2. 安全衛生教育 DVD 作成
3. 講師養成プログラムの構築と運用
4. 講師養成研修

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

高齢化の進展、産業構造の変化や働き方の多様化など、労働者を取り巻く環境は変化しており、それに伴い職場の安全・衛生管理も複雑化しています。このような中で労働者の安全と健康を守り、豊かな職業生活を実現するためには、快適で安全な職場環境づくりを行っていくことが不可欠です。

安全衛生担当者などが、複雑化・高度化する職場環境づくりといった問題に取り組むうえで、より高水準な安全管理・衛生管理を推進できるよう、労働安全衛生の専門機関として助言・提案いたします。

ウェルネットの安全衛生コンサルティング

■ 労働安全衛生講習実施団体としての実績

ウェルネットでは労働安全衛生に関わる講習会を約 20 年にわたって実施しております。厚生労働省認可団体であり、労働安全衛生の専門機関として、多くの実績をもつ当社が、高レベルなコンサルティングで貴社の課題解決を図ります。

■ 労働法規関連の豊富なコンサルティング経験

ウェルネットでは、安全衛生管理体制の構築支援や就業規則策定支援のコンサルティングを数多く手掛けております。中小企業診断士や社会保険労務士、安全・衛生コンサルタントといった資格を保有する経験豊富なコンサルタントを貴社へ派遣いたします。

■ 豊富なコンサルティングメニューによるスポット対応

安全衛生活動を行う上で課題となりやすい事象を取り上げ、解決に向けた豊富なコンサルティングメニューを取り揃えております。短期スポット契約で課題解決にあたりますので、貴社のご都合に合わせて非常に便利にご利用いただけます。

ウェルネットの安全衛生診断

日本の労働市場では、終身雇用制が崩壊し、従来のような「人のスキルに依存した安全衛生管理」は限界を迎え、ますます「スキルだけに依存しない組織的な安全衛生管理」が求められてきます。

労働災害が発生し、一度大きなトラブルとなると、事態の收拾には大きなコストと労力が発生し、会社の信用は大きく失墜してしまいます。そのために、事前に貴社の現状と労働関連法規とのギャップを洗い出すとともに、安全衛生管理の実態における問題点を明確にして、計画的にコンプライアンスを図れるよう準備をすることが重要となります。

ウェルネットの安全衛生診断では、コンサルタントが事業場内を視察させて頂き、問題点のレビューと改善方法の例を提示、診断内容を踏まえ、安全衛生診断報告書を作成いたします。

安全衛生活動の支援をいたします

安全衛生計画の策定や安全衛生管理体制の構築、事業継続計画（BCP）策定などのお悩みは、ウェルネットへご相談下さい。安全衛生の特化企業として支援いたします。詳しくは、当社営業部までお問い合わせ下さい。



03-6380-1512



jimukyoku@wellnet-jp.com





お気軽にご相談下さい

株式会社ウェルネット 営業部

東京都新宿区新宿 2-5-12 FORECAST 新宿 AVENUE 2 階



03-6380-1512



jimukyoku@wellnet-jp.com

営業時間：平日 8 時 30 分～ 17 時 30 分